



保険証が使用できるのは退職日までです
退職の際は保険証の回収をお願いします

職場内で掲示や回覧により
ご周知ください

被扶養者資格の再確認はお済みですか？

期限内にご提出をお願いします



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に被扶養者資格の再確認を実施しています。

提出期限

令和5年12月8日(金)

▶協会けんぽから事業主様へ令和5年10月下旬から11月上旬にかけて
「被扶養者状況リスト」をお送りしています。

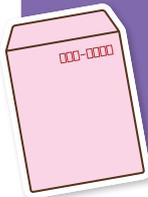
※令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者が対象です。
(令和5年4月1日以降に被扶養者となった方を除く)

※再確認の対象者がいない場合は「被扶養者状況リスト」はお送りして
おりません。

被扶養者資格の再確認について詳しくはコチラ!



協会けんぽからピンク色の封筒が届いた事業者様へ 定期健康診断(事業者健診)結果をご提供ください※



POINT

法令で定められているため、
個人情報保護法上も
問題ありません!
(従業員からの同意は不要)



定期健康診断
(事業者健診)結果の提供は、
事業者の義務です。

CHECK!

※「高齢者の医療の確保に関
する法律第27条」により、保
険者(協会けんぽ)から定期
健康診断に関する記録の写
しの提供を求められた場合、
事業者等は提供しなければ
ならないとされています。

より多くの事業所様へご案内するため、下記事業者に業務を委託しております。
ご案内文書をお送りした後、下記事業者からお電話にてご案内させていただく場合がございますので、
何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

業務委託先

【会社名】東京ソフトビジネス株式会社

【所在地】東京都品川区南品川2-2-7 南品川Jビル4F

※委託期間:令和6年3月31日まで



そんなときは「限度額適用認定証」をご利用ください!

Q1 「限度額適用認定証」とは？

A. 医療機関等の窓口での支払額が自己負担限度額までとなる証です。

医療費が高額になりそうなときは、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付をうけ、医療機関等の窓口で提示することで、ひと月の支払額が自己負担限度額までとなります。

Q2 「自己負担限度額」とは？

A. 年齢及び所得状況により定められています。

詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください。

Q3 対象の方は？

A. 「70歳未満の方」および「70歳以上75歳未満の方で被保険者の標準報酬月額が28万円から79万円までの方」

※70歳以上で所得区分が一般、現役並み所得の方は「高齢受給者証」を提示してください。



Q4 「限度額適用認定証」の手続き方法は？

A. 「健康保険限度額適用認定申請書※」を協会けんぽ都道府県支部へご提出ください。

※低所得者に該当する場合は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」の提出になります。
※申請書受付日より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。日程に余裕をもってご提出ください。



限度額適用認定証について詳しくはこちら!



制度情報・健康情報を月に1回お届け♪

メールマガジン

協会けんぽの健診がさらにお得に!

けんぽのいっぽ!

今、「健康経営®」が目まされています☆

健康づくり推進宣言

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。